

# 笛吹市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】



令和2年3月

笛 吹 市



## 目 次

一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
【ごみ処理基本計画】	
ごみ処理の現状と課題	3
ごみ処理の基本理念・基本方針	9
ごみ処理の施策	11
災害廃棄物処理計画	12
【生活排水処理基本計画】	
生活排水処理の現状と課題	13
生活排水処理の基本理念・基本方針	16
計画進行管理	18
資料  ごみに関する小学生アンケート  集計結果	19

# 一般廃棄物処理基本計画の策定主旨

## ●計画の目的

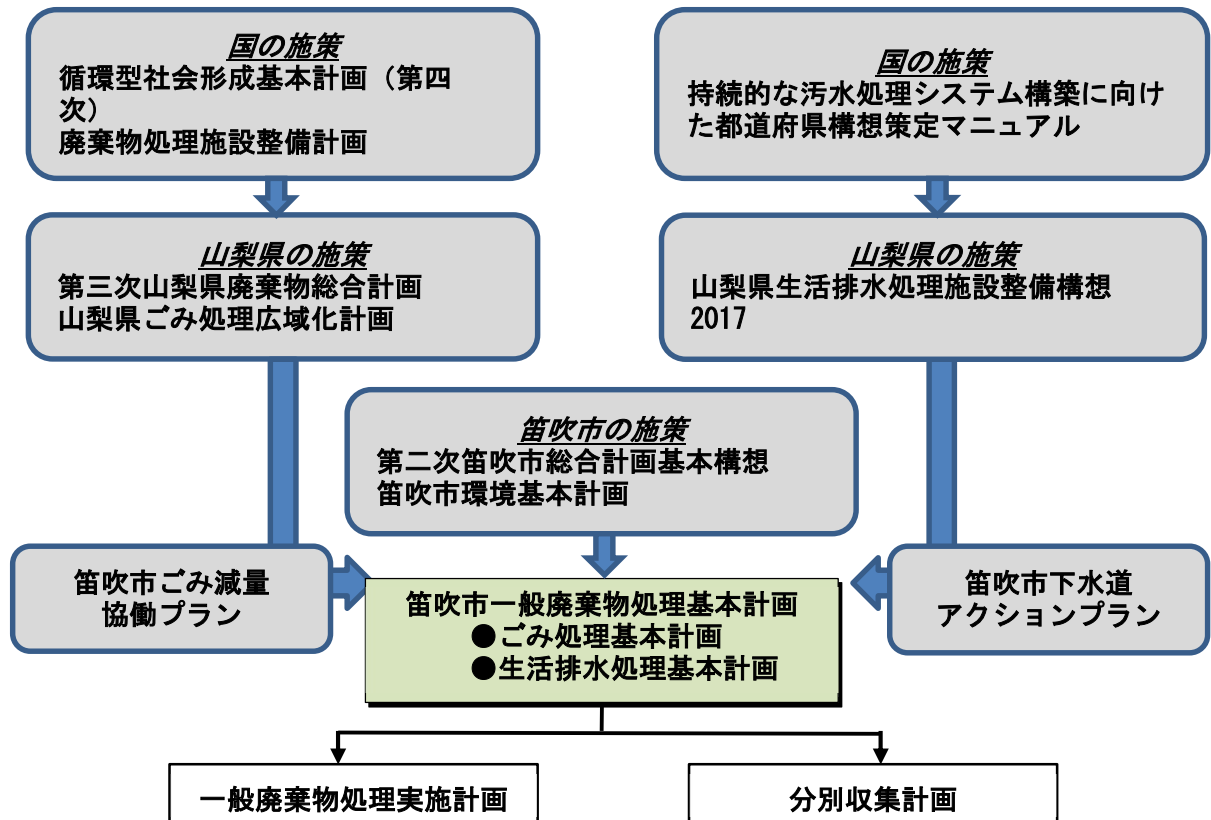
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定として、市町村は当該地域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

笛吹市（以下「本市」という。）では、平成 18 年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量・資源化や生活排水処理に関する取組を推進してきました。当初計画は、中長期的視野の展望に立った計画とすることから、計画期間は、将来の施設整備計画を考慮して、平成 18 年度を初年度とした 15 年間とし、計画目標年次は平成 32 年度（令和 2 年度）としていました。

このたび策定する一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、平成 29 年度に甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市のごみ処理広域化計画の集約処理施設である甲府・峡東クリーンセンターが稼働したことと、計画策定後 15 年が経過し計画の見直し時期となっていることから、国、県の動向や本市の各施策の実施状況及び実績を検証した結果を踏まえ、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間として、計画内容を見直し改定したものです。

## ●計画の位置づけ

本計画は、将来にわたって一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿を示すものであり、本市が行うごみ処理のマスタープランになります。本計画は、国や山梨県の関連計画や第二次笛吹市総合計画基本構想や笛吹市環境基本計画を踏まえて、本市の循環型社会形成の推進と低炭素社会の形成に配慮し、中長期的な視点で計画を見直すものです。



●計画区域

本計画の対象区域は、笛吹市全域とします。



注1) 表記方法について	
石和地区	→ 合併以前の石和町にあたる地区とします。
御坂地区	→ 合併以前の御坂町にあたる地区とします。
一宮地区	→ 合併以前の一宮町にあたる地区とします。
八代地区	→ 合併以前の八代町にあたる地区とします。
境川地区	→ 合併以前の境川村にあたる地区とします。
春日居地区	→ 合併以前の春日居町にあたる地区とします。
芦川地区	→ 合併以前の芦川村にあたる地区とします。

●計画目標年次

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化やごみ処理状況の動向を踏まえ、中間目標年次として令和6年度を設定し、必要に応じて見直しを行うものとします。

**計画目標年次：令和11年度**

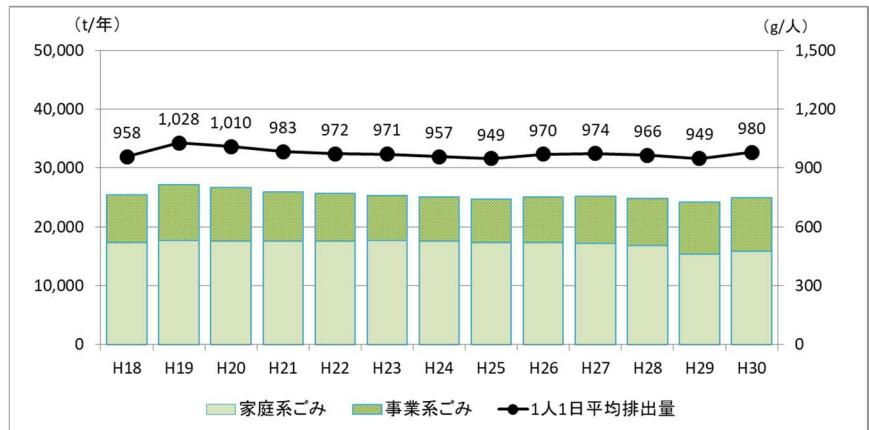
# 【ごみ処理基本計画】

## ごみ処理の現状と課題

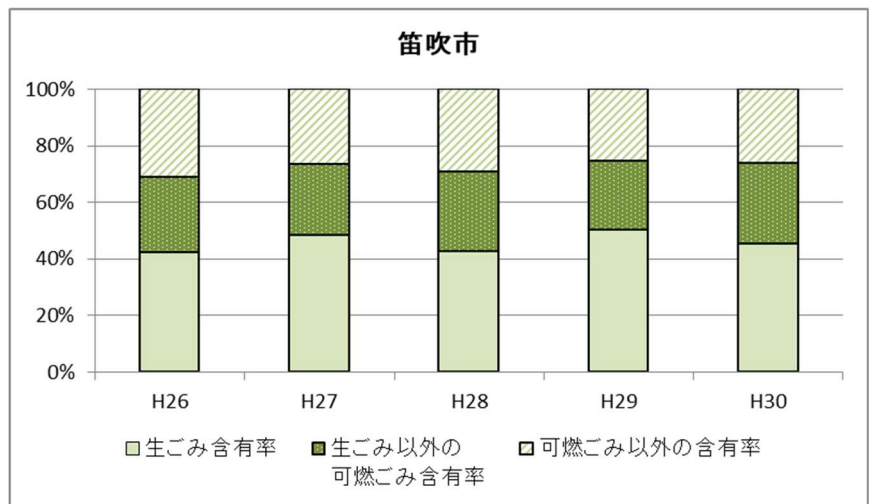
### ●課題 1 発生抑制・資源化

ごみ総排出量は、平成 18 年度から平成 27 年度までは、ほぼ横ばいで推移し、可燃ごみの有料化を実施した平成 29 年度に減少しましたが、翌年の平成 30 年度にはリバウンドしています。ごみの処理・処分のほとんどを一部事務組合や民間に委託している現状を踏まえると、更なる発生抑制が必要と考えられます。今後、生ごみの資源化など国の施策や社会情勢に合わせて、資源化品目を増やしていく必要があります。また、燃やすごみの大半を占める紙・布類、合成樹脂類の分別強化により資源化の推進に取り組むことも必要です。発生抑制・資源化の推進については、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して取り組むことが必要です。笛吹市では、平成 18 年度から「やってみるじゃん・53(ごみ)減量」をスローガンに、生活系可燃ごみの 53%減量を目指していますが、今後、小・中学生等の若い世代への環境教育の充実など、啓発活動を更に強化していく必要があります。

現状の本市の分別区分と排出方法を次ページに示します。可燃ごみについては、平成 29 年 4 月から「笛吹市指定可燃ごみ袋」による収集に代わっています。



項目	H26	H27	H28	H29	H30
生ごみ含有率	42.1%	48.5%	42.5%	50.2%	45.4%
生ごみ以外の可燃ごみ含有率	26.8%	25.1%	28.3%	24.2%	28.5%
可燃ごみ以外の含有率	31.1%	26.4%	29.2%	25.6%	26.2%



分別区分と排出方法（一般家庭）

区分	項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集主体	処理施設
可燃ごみ		紙くず、紙おむつ、生花、靴、落ち葉、カセット・ビデオテープ、発砲スチロール等	笛吹市指定可燃ごみ袋	週2回	収集場所	行政	甲府・峡東クリーンセンター エネルギー棟
粗大ごみ		自転車、ストーブ、電化製品、汚れや傷みがひどい衣類・布類、各種家具類、ベット、布団類、じゅうたん、おもちゃ類、やかん・なべ等	透明・半透明の袋	年3～6回	各地区で定められた拠点	行政及び住民立会	甲府・峡東クリーンセンターリサイクル棟（破碎設備）及び民間施設
有害ごみ		電池類（乾電池・充電電池・ボタン電池）、水銀体温計、蛍光灯・電球	透明・半透明の袋				
有料ごみ		古タイヤ、バッテリー（事業系は除く）	コンテナ	年1回	別途定める場所	行政	
ミックスペーパー		紙類（資源物として出す雑誌・ダンボール・新聞紙・牛乳パック以外）、雑古紙（封筒・ノート・はがき等）	紙製の袋	週1～2回	収集場所	行政	甲府・峡東クリーンセンターリサイクル棟（選別設備・保管設備）及び民間施設
その他のプラスチック（プラスチック製容器包装）	箱	おもちゃのケース、鶏卵パック等	透明・半透明の袋				
	ボトル類	ペット以外のプラスチック製ボトル等					
	カップ	カップ麺の容器等					
	トレイ	白色トレイ等					
	チューブ・キャップ類	マヨネーズのチューブ等					
袋	お菓子の袋、ラップ等						
資源物	紙類	新聞紙、ダンボール、雑誌、紙パック等	ひも束	月1回	地区の決められた場所	行政及び住民立会	
	衣類・布類	綿100%のものに限る（衣類については、綿100%でなくても可）	透明・半透明の袋				
	ペットボトル	ペットマークのついたもの	透明・半透明の袋				
	空き瓶	めんつゆ等の透明のビン、ワイン等の茶色のビン、その他のビン	コンテナ				
	空き缶	スチール、アルミ	コンテナ				

■処理（収集）できないごみの種類

農業用資材・塗料・注射器等の医療廃棄物・爆発危険物・廃油・薬品類・ガスボンベ・ピアノ・エレクトーン・建築廃材・消化器・石・土砂・コンクリート・畳・コンプレッサー・ドラム缶・ボイラー・温水器・有害性物質・太い枝（剪定枝・植木・木の根/直径15cm以上のもの）・バイク（ミニバイク含む）

## ●課題2 収集・運搬

甲府・峡東クリーンセンターが平成29年4月に稼働しました。それに伴い、笛吹市内のごみの収集・運搬体制についても、更なる効率性を求めて変更する必要性があります。行政による収集・運搬を効率的に実施していくとともに、店頭回収や自主回収などの事業者による収集システムの位置づけも明確にした上で、事業者との連携強化を含めた施策の展開が必要と考えられます。なお、資源物については、地区の住民の方々に立会いをお願いして、できるだけ多くの資源物を収集できるように協力いただいています。こうした取組も踏まえ、効率的な収集・運搬体制について検討を進めます。

## ●課題3 近隣市、県、民間事業者との連携

笛吹市は、山梨県のごみ処理広域化計画に基づいて、近隣市と共同してごみ処理を実施しています。甲府・峡東クリーンセンターの運営に関しては、近隣3市と共同で設立している甲府・峡東ごみ処理施設事務組合で共同管理していくことになります。また、最終処分は、県が管理する最終処分場に埋め立て処分します。したがって、今後のごみ処理施設の運営管理に当たっては、近隣市及び県と綿密に連携して施設運営を適正化していくことが必要です。また、笛吹市では、行政で収集する資源物や不燃ごみ・不燃性粗大ごみについては、現状では民間事業者に委託して処理・処分していくことになっています。したがって、ごみ処理を推進していくためには、近隣市、県、民間事業者と緊密に連携し、効率的で適正なごみ処理事業の展開を図っていく必要があります。

※ 以下に甲府・峡東クリーンセンターの位置図、外観、施設概要、最終処分場「かいのくにエコパーク」の概要、全体図および現状のごみ処理フローを示しています。



甲府・峡東クリーンセンターの位置図



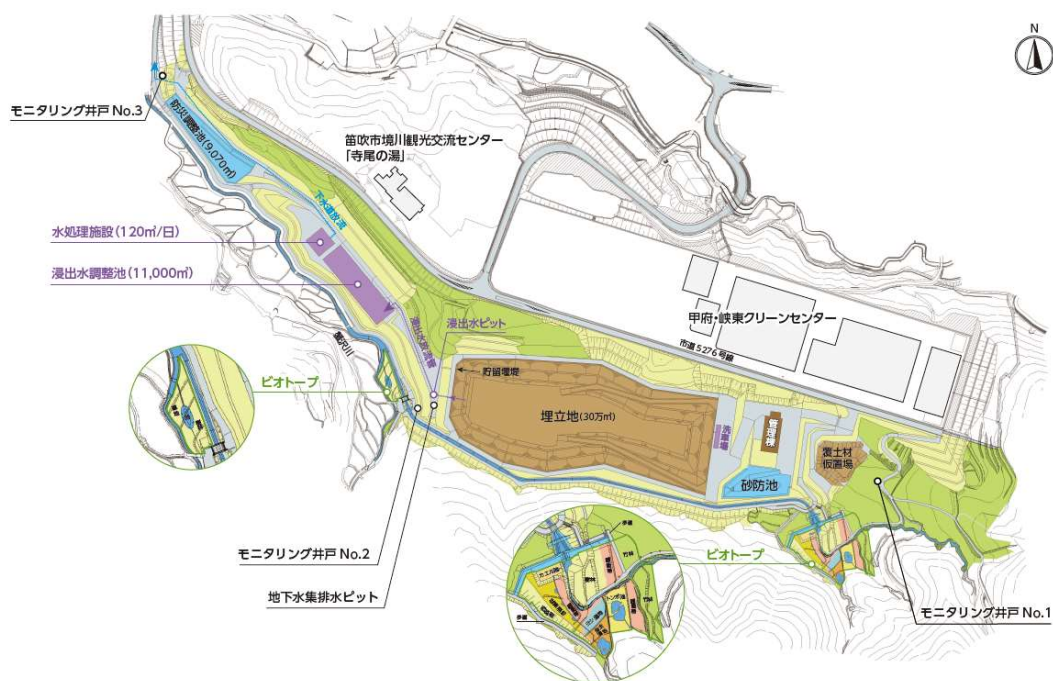
クリーンセンター外観

甲府・峡東クリーンセンターの施設概要

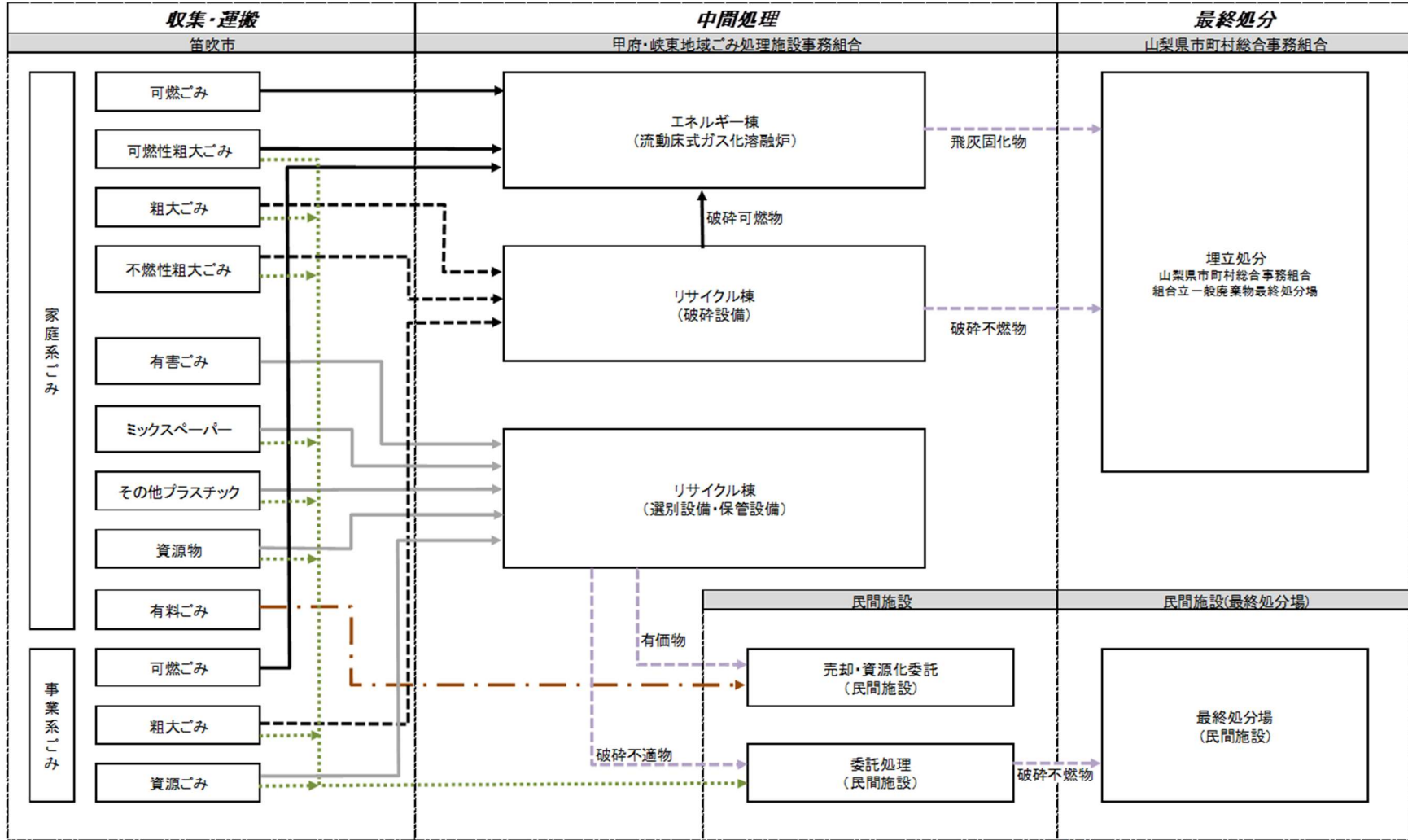
施設	施設の概要
施設概要	施設名称 甲府・峡東クリーンセンター 所在地 山梨県笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1 敷地面積 53,145.62 m <sup>2</sup> (登記簿面積) 工期 着工：平成 24 年 6 月 竣工：平成 29 年 4 月
エネルギー棟	処理能力 369t/日 (123t/日×3 炉) 処理方式 流動床式ガス化溶融炉 処理対象物 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し尿汚泥、最終処分場汚泥、他
リサイクル棟	処理能力 破碎：36t/日 選別：31t/日 保管：22t/日 処理対象物 破碎：不燃ごみ、不燃性粗大ごみ 選別：缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、ミックスペーパー、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、有害再生物 保管：新聞、雑誌、生びん、布類、金属類、段ボール、紙パック

### 最終処分場の概要

施設	管理型一般廃棄物最終処分場
所在地	山梨県笛吹市境川町寺尾地内
処分場敷地面積	約 12ha
埋立面積	約 3ha
埋立容量	約 300,000m <sup>3</sup>
埋立高	7~17m
埋立期間	約 20 年間
埋立品目	一般廃棄物：3 品目 焼却灰、飛灰、不燃性残さ
貯留構造物	盛土堰堤方式
遮水工	2 重遮水シート+水密アスコン 漏洩電流式漏水検知システム
浸出水処理施設	施設規模：約 120m <sup>3</sup> /日、放流：下水道放流



かいのくにエコパーク全体図



現状のごみ処理フロー

- 凡例
- ▶ 燃やすごみ(エネルギー棟)
  - - -▶ 破碎設備(リサイクル棟)
  - ▶ 選別・保管(リサイクル棟)
  - ⋯▶ 民間委託処理
  - · - ·▶ 民間売却処理
  - - -▶ 有価物、破碎不適物、最終処分

## ごみ処理の基本理念・基本方針

### ●基本理念

今後、本市では、地域内から発生するごみを資源としてとらえ、市民、行政と緊密に連携し、ごみの減量化、分別を推進し、適正な処理により環境負荷の低減を図りながら、「環境にやさしいまち」を目指します。

本計画では、以下を基本理念として掲げ、ごみの減量化を推進するとともに循環型社会の形成を目指します。

**「環境にやさしいまち」を目指して・・・笛吹市**

### ●基本方針

基本理念を早期に実現するため、具体的な行動指針となる基本方針を以下のとおりとします。

#### 【基本方針1 5Rの推進】

5R（Refuse：過剰包装等を断る、Reduce：ごみを減らす、Reuse：ものを再使用する、Repair：修理して使う、Recycle：リサイクルする）を積極的に推進しながら、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

#### 【基本方針2 環境教育の充実】

市民及び事業者に対し、廃棄物問題や自然環境保護について、わかりやすい情報を提供する等、環境教育の充実を図ります。特に、小中学生などの次世代の担い手を重点とした環境学習の場づくりを進めます。

#### 【基本方針3 市民・事業者・行政の役割の明確化と実行】

基本理念及び目標を達成するために、市民・事業者・行政の三者が協働して、ごみ減量化及び適正処理を自らの問題として考え、取り組むことを目指します。それぞれの役割を明確化し、かつ、有効に実行していきます。

#### 【基本方針4 広域処理による効率的なごみ処理事業の推進】

最新鋭のごみ処理施設である甲府・峡東クリーンセンターを活用し、環境負荷の少ない、最終処分量も低減できる処理を実現し、処理経費の削減を図れるような効率的な事業運営を検討しま

## ●減量化・資源化などの目標

本計画の減量化、資源化、最終処分に関する目標設定の考え方は、下記のとおりです。

### 【減量化に関わる目標】

本市のごみ処理に関する指標は、山梨県や人口規模の類似した都市と比較して良好な水準にあります。総排出量は、類似都市の中でも中位に位置し引き続き減量化が必要です。特に、家庭系の可燃ごみについては、平成29年度に有料化を実施したことにより減量化に成功しましたが、翌年は、リバウンドして排出量が増加してしまいました。その原因の検討が必要ですが、本計画では、家庭系の可燃ごみの減量化を進めることとし、家庭系可燃ごみ量を一人1日当たり363g/人・日まで削減することを目指します。

事業系ごみの排出量については、可燃ごみの排出量が近年増えてきています。このことから可燃ごみに含まれる紙類の排出抑制を進めて、平成30年度と比較して3%程度削減することを目指します。

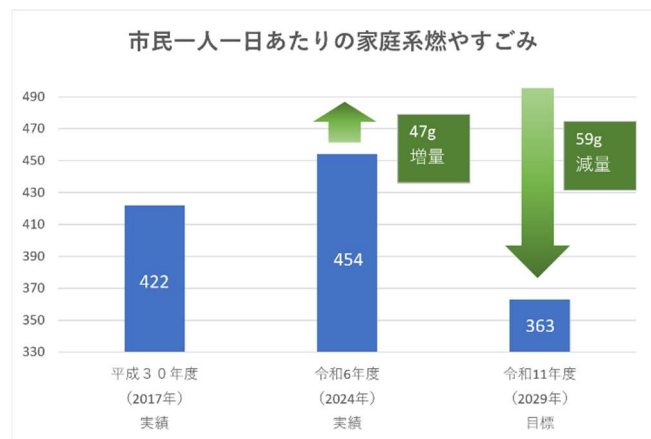
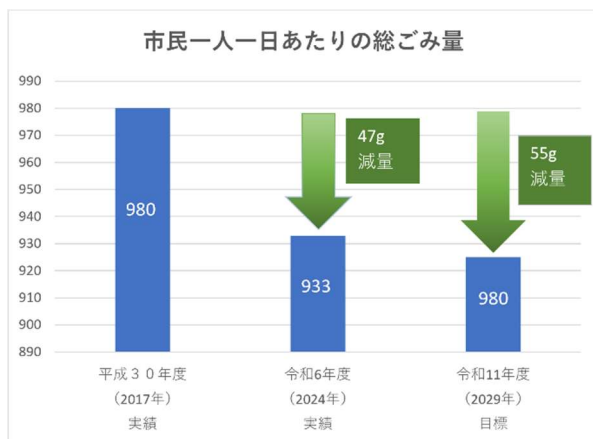
### 【再生利用に関わる目標】

甲府峡東クリーンセンターが稼働して溶融スラグの再利用が図られるようになったため、リサイクル率は向上しましたが、今後は可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源物の分別を更に徹底することにより24%以上のリサイクル率を目指します。

### 【最終処分に関わる目標】

甲府・峡東クリーンセンターの焼却施設が稼働し、焼却残渣が大きく減少したため、平成30年度の最終処分率は、1.6%となりました。今後は、溶融スラグの資源化を継続し、基準年度の最終処分率を維持します。

項目		基準年度 (H30 : 2017)	中間年度実績 (R6 : 2024)	目標年度 (R11 : 2029)
減 量 化 率	・ 総排出量  (1人1日平均排出量)	24,848t/年  980g/人・日	22,701t/年  935g/人・日	22,509t/年  925g/人・日
	・ 家庭系可燃ごみ排出量  (1人1日平均排出量)	10,705t/年  422g/人・日	11,043t/年  454g/人・日	8,836t/年  363g/人・日
	・ 事業系ごみ排出量	9,097t/年	7,742t/年	8,831t/年
			【8.6%削減】	【9.4%削減】
		【3.2%増加】	【17.5%削減】	
		【14.9%削減】	【2.9%削減】	
リサイクル率		22.7%	20.3%	24%以上
最終処分率		1.6%	4.4%	1.6%



## ごみ処理の施策

★基本方針1【5Rの推進】		
(1) 発生抑制の徹底 Refuse：過剰な包装を断る Reduce：極力ごみを出さない Reuse：繰り返し利用する Repair：修理して長く使う	<b>■市民への啓発、事業者への周知徹底</b>	市民及び事業者への周知・啓発は、分別指導を主な目的として、パンフレットの作製・配布、説明会の開催等を通じて行います。パンフレットは、外国人居住者の方々にも理解していただけるように外国語版も作成します。
	<b>■多量排出事業者に対する減量化指導の徹底</b>	事業系のごみについては、甲府・峡東クリーンセンターへ直接搬入していますが、多量排出している事業者を把握していくとともに、減量化について指導を行います。
(2) 資源化の推進 Recycle：リサイクルする	<b>■資源物の分別収集の徹底</b>	現状でも分別収集を実施していますが、可燃ごみへの資源物の混入、資源物への異物の混入などが見受けられます。資源化の割合を高めるためには、分別の更なる徹底が必要です。パンフレットなどを用いた説明会の実施や地区の環境担当役員の皆様の協力のもと、適切な指導を行っていきます。
	<b>■生ごみの資源化（堆肥化）</b>	ごみの組成調査によると、家庭系の可燃ごみの中で、生ごみの占める割合は、40%を超えています。ごみ減量を進めるためには、できる限り生ごみを減らしていくことが重要です。生ごみを極力減らす調理法などの普及とともに、家庭でできる生ごみの資源化（堆肥化）についても検討していきます。
	<b>■中間処理残渣の資源化</b>	新施設では、焼却灰を熔融処理してスラグを生成します。生成されたスラグについては、行政として道路資材等に積極的に活用し、適正なリサイクルが行われるように努めます。
★基本方針2【環境教育の充実】		
(1) 環境・ごみ問題の学びの機会と場の創出	<b>■環境にやさしい学校づくり</b>	環境教育や、地域環境美化保全運動への取組を市内の小中学校全体に普及させ、環境にやさしい学校づくりを推進していきます。
	<b>■大人向け環境学習の場づくり</b>	現状のごみ減量の担い手は、大人になります。地区別にごみ問題に関する話し合いの場を設けるなど、市民と行政が協働して「場づくり」に取り組みます。

★基本方針3【市民・事業者・行政の役割の明確化と実行】		
(1) 笛吹市ごみ減量協働プランの着実な推進	■アクションプランのPDCAサイクルの実行	本市では、ごみ減量化・資源化のための行動指針及び具体的な施策を定めた「ごみ減量協働プラン（アクションプラン）」を作成しています。ごみ減量に関わる情報提供を適切に行って、継続的にごみ減量が推進できるように努めます。
★基本方針4【広域処理による効率的ごみ処理事業の推進】		
(1) 効率的な収集運搬体制の確保	■分別区分の見直し	現状の分別区分及び排出方法を継続することを基本としますが、地域におけるリサイクルの可能性を考慮し、必要に応じて新たな分別品目及び排出方法を検討します。
	■効率的な収集体制の構築	現状の収集体制を継続しつつ、人口減少等、今後の社会状況の変化に応じた効率的な収集運搬体制のあり方を検討します。
(2) 民間施設を活用した資源化の推進	■民間施設を活用した資源化の推進	民間施設での資源化を図ることで、循環型社会の形成に寄与していきます。なお、安定的なごみ処理事業に支障がないように、委託先の民間施設の運営状況を確認していきます。
(3) 甲府・峡東クリーンセンターの効率的活用	■新施設で可燃ごみの一元処理	平成28年度までは、市内から排出される可燃ごみは、複数の公営施設にて処理されていましたが、平成29年度以降では、新施設にて一元処理されています。これにより、焼却処理は効率的に行うことができ、経営的にも適正な運用が可能となります。
	■焼却灰の熔融処理による最終処分量の減量化	新施設では、焼却灰は熔融処理されスラグが生成されます。生成されたスラグは、道路資材等として再利用されるため、最終処分量は、大きく減量され、処分場の延命化に寄与します。

## 災害廃棄物処理計画

大規模地震や水害等による災害発生時には、粗大ごみ、がれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通機関の途絶等に伴い、平常時の一般ごみ収集運搬処理が困難になることが想定されます。

そのため、災害発生に伴う建物等からの粗大ごみやがれき、避難所からの家庭ごみ及びし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復を図ることが必要です。

本市では、上記のような点を踏まえ、「山梨県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）を参考として、「笛吹市地域防災計画」（平成27年8月）を補完し、そこで想定される地震及び水害から発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために、必要な基本的事項を定めた「災害廃棄物処理基本計画（震災・水害）」を策定する予定です。

## 【生活排水処理基本計画】

### 生活排水処理の現状と課題

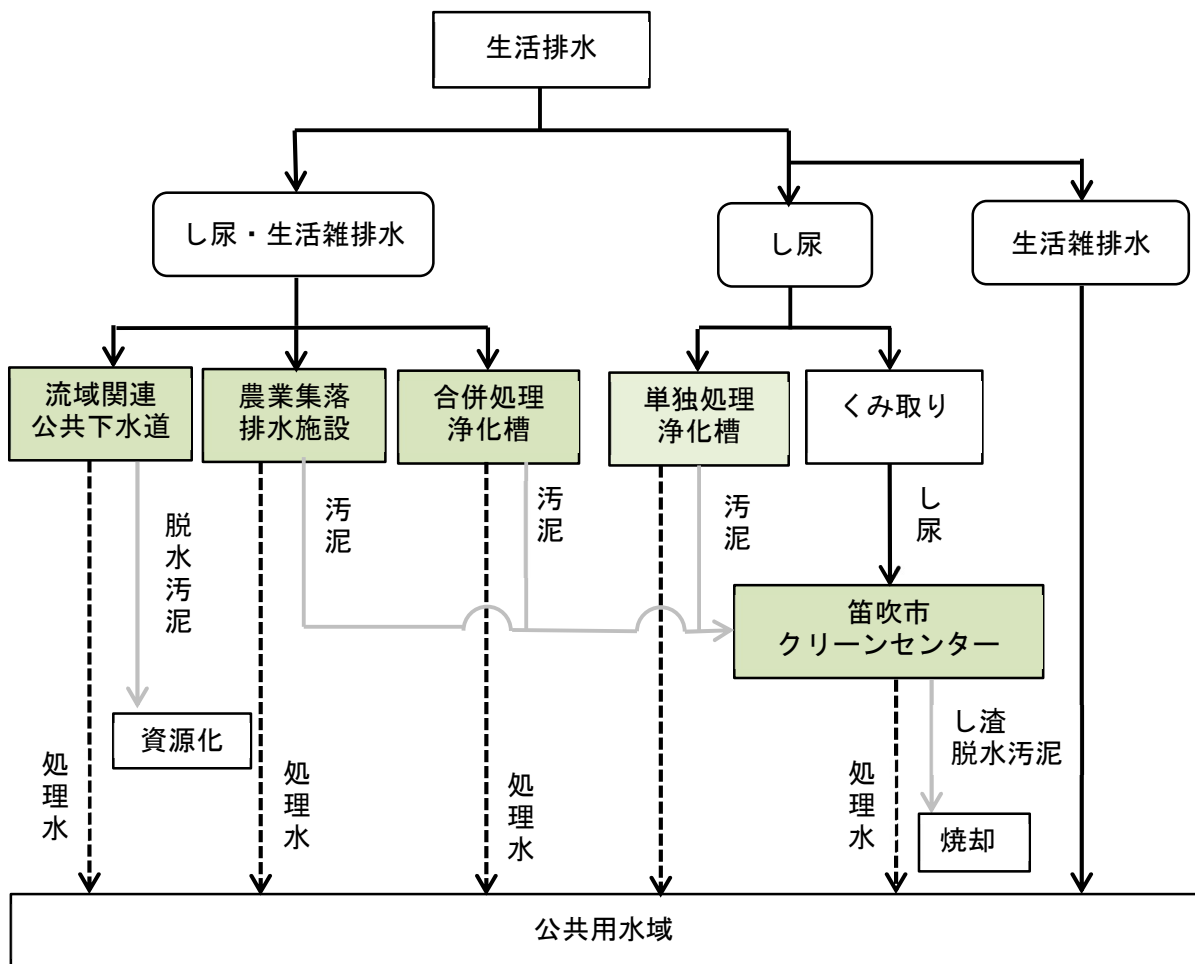
#### ●生活排水処理のフロー

本市の生活排水処理フローは下図のとおりです。生活排水は、し尿とし尿以外の生活雑排水（お風呂、洗濯機、台所などからの排水）に分けられます。

公共下水道、農業集落排水施設や合併処理浄化槽が整備されている世帯の生活排水は、し尿も生活雑排水も処理されて公共用水域に放流されています。

しかし、単独処理浄化槽やくみ取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流される状況になっています。

合併処理浄化槽や単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥やくみ取りし尿は、本市の笛吹市クリーンセンターで適切に処理されています。



※笛吹市クリーンセンターのし渣、脱水汚泥は甲府・峡東クリーンセンターで焼却処理されています。

以下に、笛吹市クリーンセンター、峡東浄化センター及び農業集落排水施設の概要を示します。

笛吹市クリーンセンター（し尿処理施設）の概要

項目	施設概要
施設名称	笛吹市クリーンセンター
所在地	山梨県笛吹市石和町砂原 936-2
稼働	昭和 42 年 7 月 1 日
処理能力	40kL/日
処理方式	1 次処理：嫌気性消化処理方式 2 次処理：活性汚泥処理方式
し渣・脱水汚泥処分方法	場外搬出（甲府・峡東クリーンセンターで焼却処理）
放流先	新堀川
放流水質基準	pH:5.8~8.6 BOD:40mg/L 以下 SS:50mg/L 以下 アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 100mg/L 以下、大腸菌群数:1000 個/cm <sup>3</sup>

峡東浄化センターの概要

項目	施設概要（全体計画）
下水の排除方式	分流式
計画年次	昭和 52 年度～平成 47 年度（令和 17 年度）
関連市町村	甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市（計 4 市）
計画面積	6,343.5ha
計画人口	106,060 人
計画処理水量	日最大 74,530m <sup>3</sup> /日
処理能力	日最大 76,600m <sup>3</sup> /日
幹線管渠延長	63.7km
処理方式	標準活性汚泥法＋急速濾過
浄化センター	10 池
浄化センター面積	13.6ha
放流河川	一級河川笛吹川

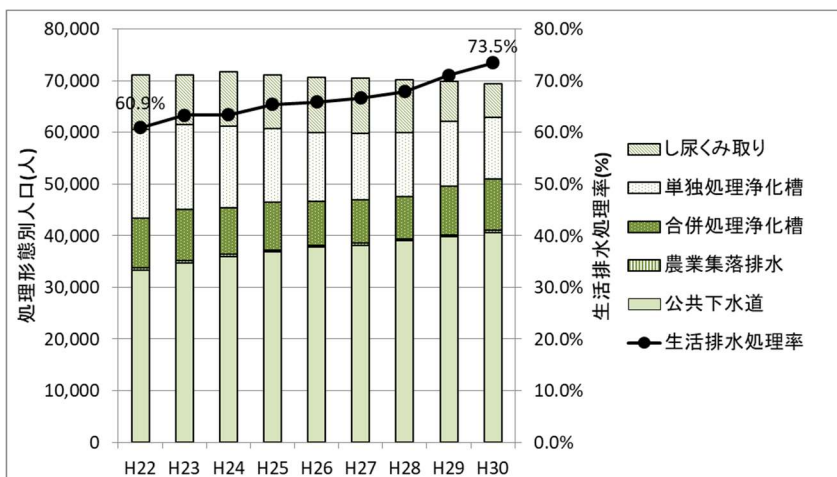
農業集落排水施設の概要

項目	① 上芦川地区	② 中芦川地区	③ 鶯宿地区
処理対象人口	310 人	490 人	280 人
処理方式	沈殿分離＋接触曝気	沈殿分離＋接触曝気	沈殿分離＋接触曝気
計画日平均汚水量	84m <sup>3</sup> /日	132m <sup>3</sup> /日	76m <sup>3</sup> /日
敷地面積	1,107m <sup>2</sup>	1,236m <sup>2</sup>	964m <sup>2</sup>
施設面積	214m <sup>2</sup>	134m <sup>2</sup>	217m <sup>2</sup>
管路延長	3,219m	6,608m	3,168m
事業年度	平成 7～10 年度	平成 8～11 年度	平成 8～11 年度
供用開始年度	平成 10 年 10 月 1 日	平成 12 年 10 月 1 日	平成 12 年 10 月 1 日

## ●生活排水処理形態別人口の推移と処理量

本市の生活排水処理形態別人口の推移を右図に示します。

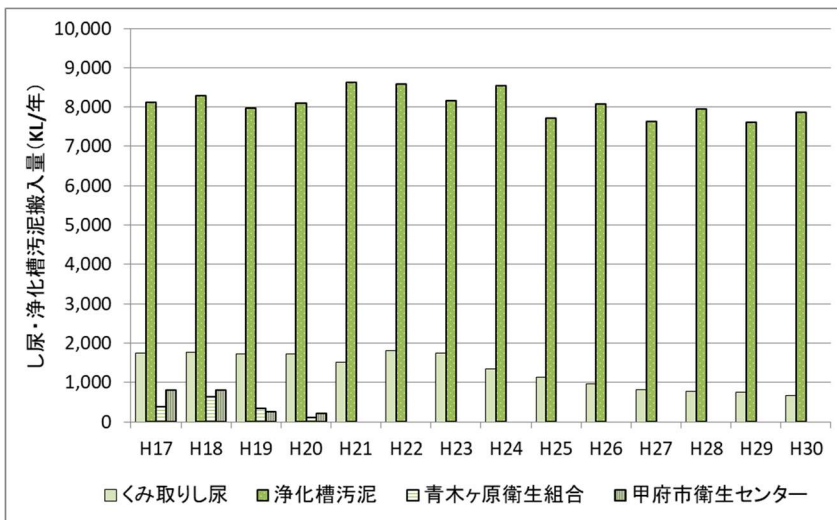
下水道使用人口が順調に伸びてきており、平成 29 年度以降は、合併処理浄化槽に人口が増えてきています。それに従い、単独処理浄化槽人口及び、し尿くみ取り人口が減少してきています。また、生活排水処理率は、平成 22 年度では 60.9%でしたが、平成 30 年度では 73.5%となっています。



## ●し尿・浄化槽汚泥量の推移

本市のし尿・浄化槽汚泥量の推移を右図に示します。

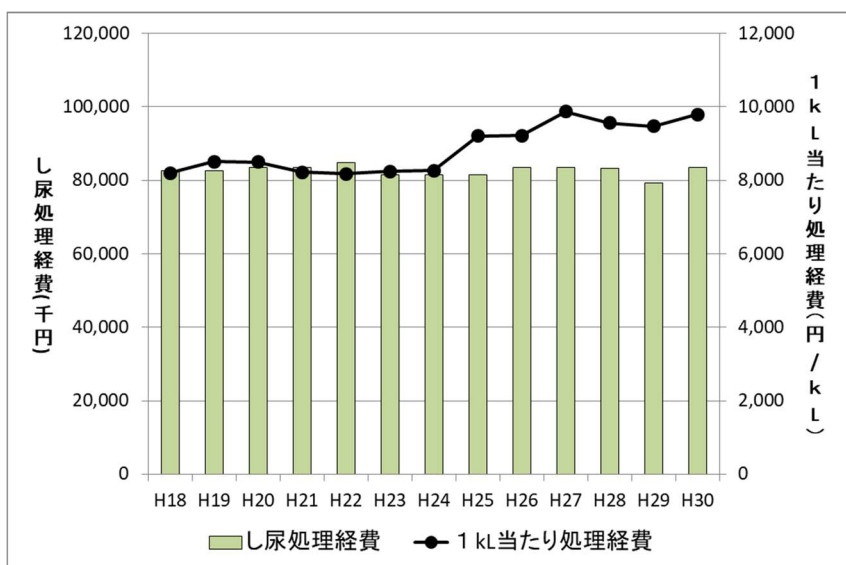
平成 20 年度までは、青木ヶ原衛生組合、甲府市衛生センターでも処理していましたが、平成 21 年度からは、笛吹市クリーンセンターで笛吹市全体を処理しています。くみ取りし尿の量は、平成 22 年度以降減少傾向となっています。また、浄化槽汚泥は、横ばい傾向となっています。



## ●し尿処理経費

本市のし尿処理（浄化槽汚泥含む）の経費を右図に示します。

笛吹市クリーンセンターの維持管理は、平成 18 年度から指定管理業者委託となり一括管理されています。1kL 当たりの処理経費は、近年増加傾向となっています。



## 生活排水処理の基本理念・基本方針

### ●基本理念

本市は、中央部を流れる笛吹川を中心に大変豊かな水環境に恵まれております。しかしながら、生活排水処理率は、73.5%にとどまっています。今後は、その対策として、公共下水道の整備を順次進め、公共下水道区域以外については、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を図ります。このことより、本市の豊かな水環境を守り育む「清流の里」を目指します。

「清流の里」を目指して・・・笛吹市

### ●基本方針

基本理念を早期に実現するための基本方針を以下のとおり定めます。

#### 【基本方針1 公共下水道整備の推進】

公共下水道の普及率は、66.5%となっておりますが、さらなる向上を図るため、人口減少の動向等を踏まえた下水道区域の見直しを適宜実施した上で、公共下水道の整備を推進するとともに、供用開始区域内の接続を促進します。

#### 【基本方針2 合併処理浄化槽の推進】

公共下水道計画区域外及び農業集落排水処理区域外においては、未水洗化家屋を対象とした合併処理浄化槽の設置費助成を行うとともに、住宅の新築、改築に合わせて合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

また、あらたに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促す施策として、「単独転換に伴う宅内配管工事費の助成」や「既設単独処理浄化槽の撤去費助成」など補助制度の導入を行っていきます。

#### 【基本方針3 し尿処理施設での適正処理の実施】

「笛吹市クリーンセンター」において、し尿と浄化槽汚泥を処理しています。今後も十分な処理機能を維持するため、適切な維持管理を継続します。

併せて、浄化槽設置者に対しては、浄化槽の処理機能を維持するために適切な維持管理等の相談・指導を進めていきます。

#### 【基本方針4 啓発活動の充実】

生活雑排水による環境汚染(水質汚濁)を抑制するため、使用する洗剤の適正選定や廃食用油の家庭内での適正処理等を指導、啓発するとともに水質浄化意識の高揚を促すことにします

## ●将来数値目標

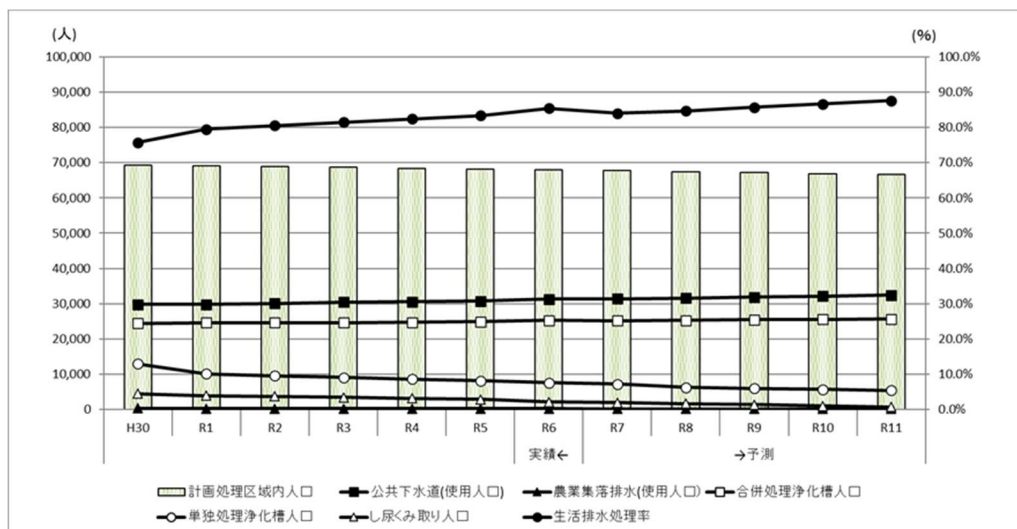
本計画における生活排水処理の目標は、生活排水処理率を現状の 73.5%から計画目標年度までに約 91%にすることを目指します。

項目	H30 年度 (基準年度)	R6 年度 (中間年度実績)	R11 年度 (計画目標年度)
生活排水処理率 (%)	73.5	85.4	91.0

## ●生活排水処理形態別の将来人口

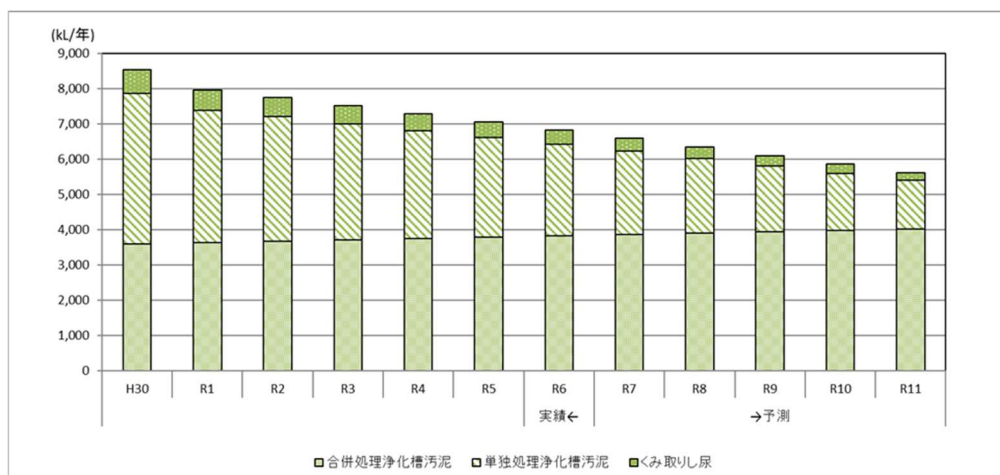
本計画の生活排水処理形態別の将来人口を下図に示します。今後、下水道の普及に伴い下水道人口は、増加します。合併処理浄化槽人口は、下水道区域内では、減少していきませんが、個別処理区域での整備人口が増えていきますので、ほぼ横ばいとなります。単独処理浄化槽人口、し尿くみ取り人口は下水道及び合併処理浄化槽の整備に伴って減少していきます。

生活排水処理率は、計画目標年度までに約 87.6%に向上する計画とします。



## ●し尿・浄化槽汚泥量の見通し

くみ取りし尿量及び合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥の収集量の見込みは、下図に示すとおりです。し尿・浄化槽汚泥の収集量は、下水道の普及により、計画目標年度には、約 5,617kL/年になる見込みです。

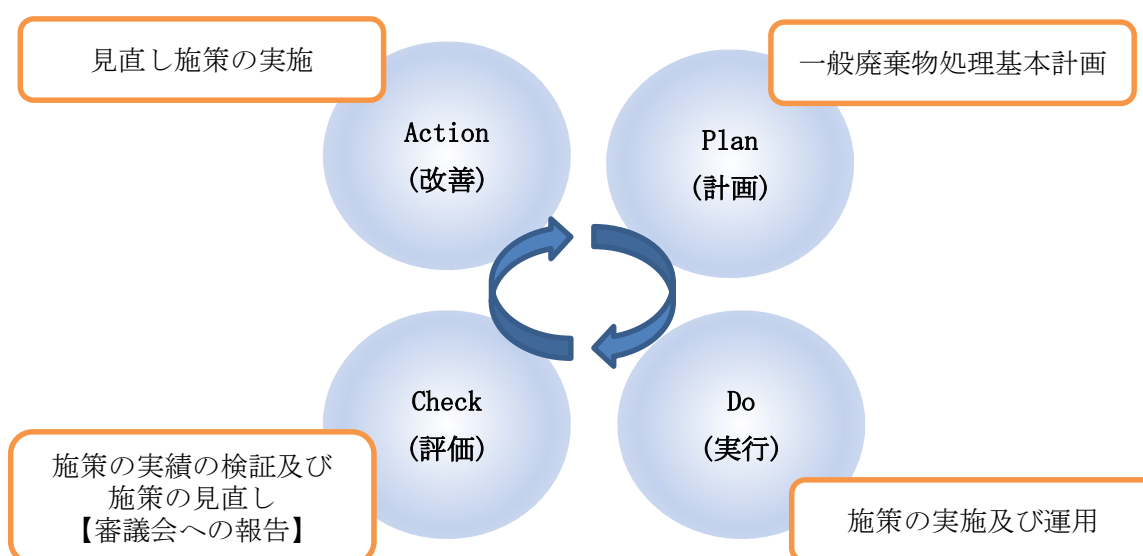


## 計画進行管理

本計画では、目標値に向けた取組を推進するための進行管理を継続的に実施していきます。

市民・事業者や有識者で構成する「笛吹市廃棄物減量等推進審議会」へ計画の進捗状況やごみ処理状況の報告を行います。

今後は、施策の実施状況及び実績の把握を行うとともに、計画の目標値に対する達成度についても検証していきます。また、その達成のための施策の内容及び運用方法などについて、審議会などの意見を反映させながら見直しを行い、より効率的な施策の実施を図れるよう、PDCA サイクルを活用し進行管理を行っていきます。



## 資料 ごみに関する小学生アンケート 集計結果

環境教育の一環として、小学生を対象にごみに関するアンケートを実施しました。  
アンケートの実施方法は、下記のとおりです。

アンケート対象：小学5年生

実 施 方 法：夏休み前に調査票を児童に配布し、夏休み中に家庭で記入してもらい  
ました

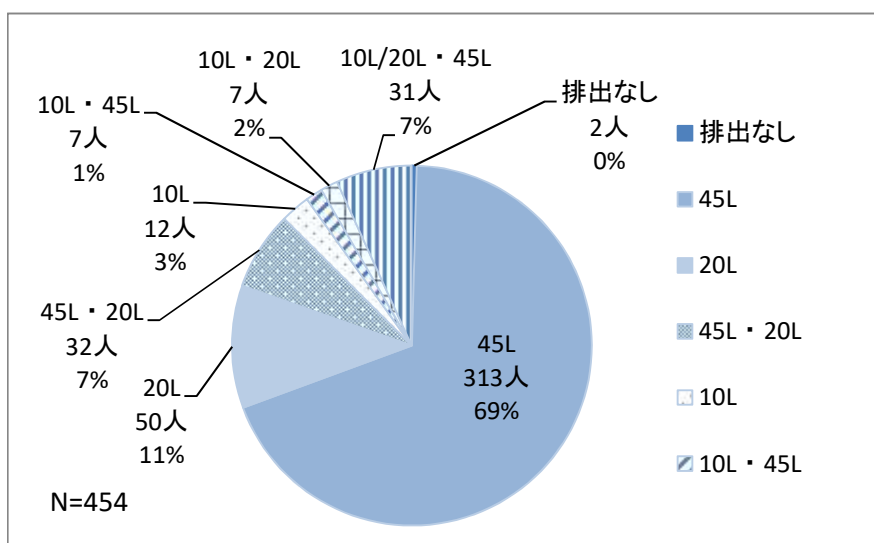
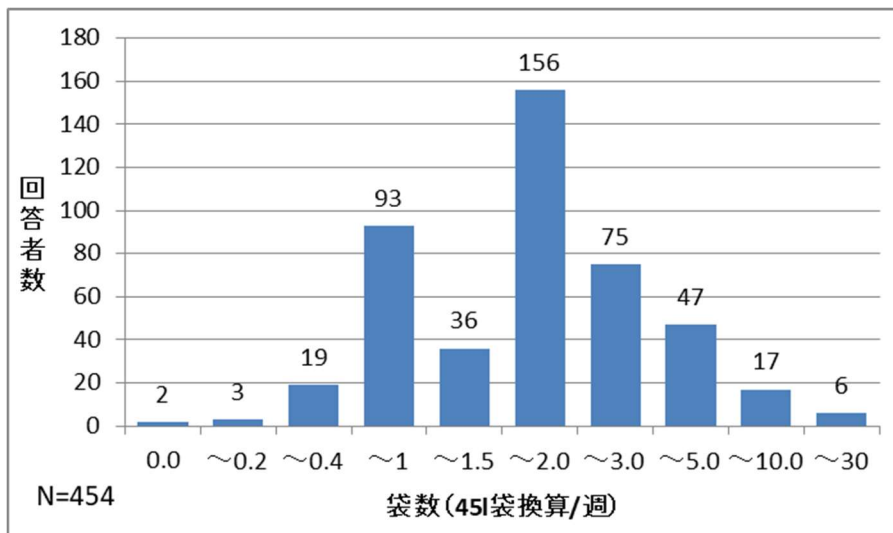
回 答 数：467 サンプル

以下に、各項目の回答結果を示します。配布したアンケート表を付録に示します。

**問1 1週間に出すごみの量はどれぐらいですか？**

あなたのおうちで1週間に出す「燃やすごみ」の量は大体どれぐらいでしょうか。袋の大きさと個数で教えてください。

袋の大きさ	袋の個数	袋の大きさ	袋の個数	袋の大きさ	袋の個数
10L袋	個	20L袋	個	45L袋	個
その他	具体的に書いてください				

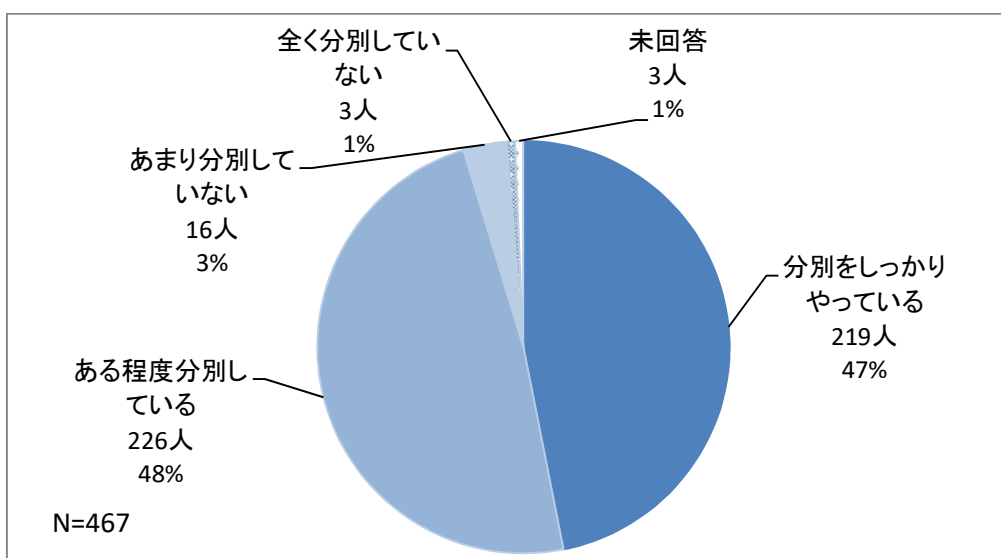


## 問2 ごみの分別(ぶんべつ)はしていますか？

あなたのおうちでは、日頃からごみを分別していますか。

(あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。)

- 1 分別はしっかりやっている
- 2 ある程度分別している
- 3 あまり分別していない
- 4 全く分別していない



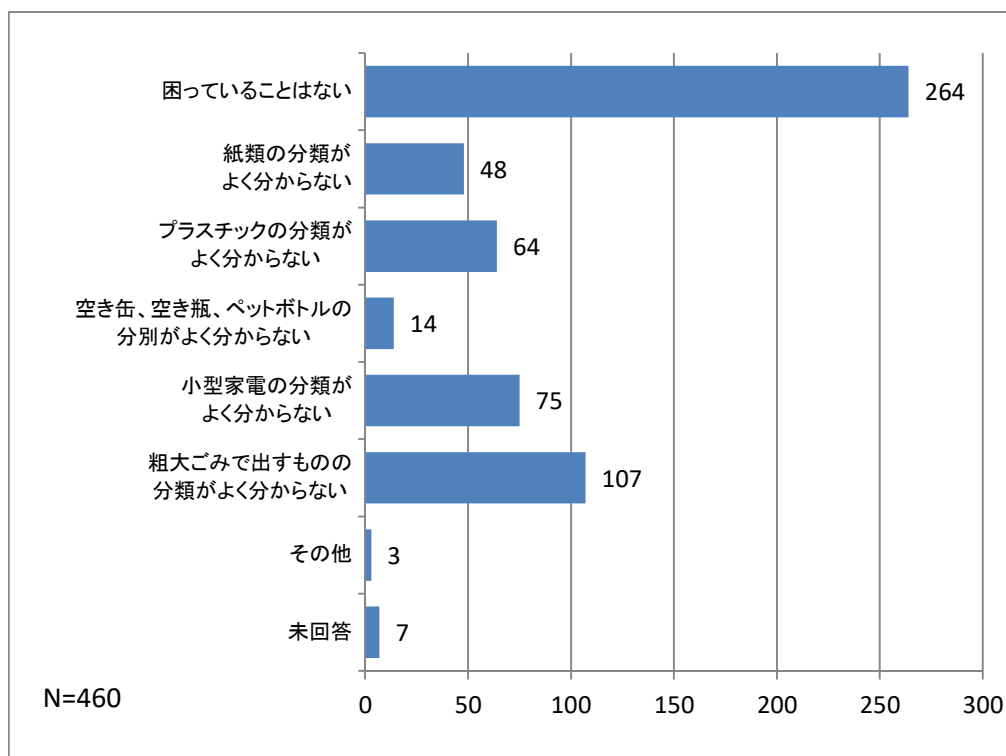
分別をしっかりやっている	219人
ある程度分別している	226人
あまり分別していない	16人
全く分別していない	3人
未回答	3人
	467人

### 問3 分別で困っていることはありませんか？

日頃からごみを分別していくときに困っていることがありますか。

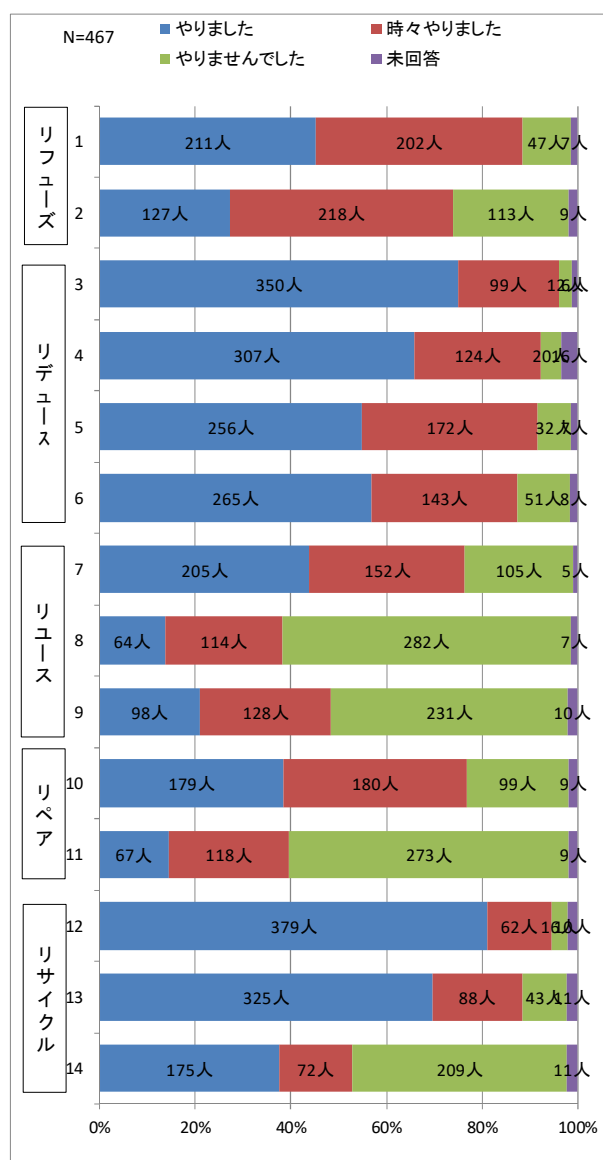
(あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。)

- 1 困っていることはない
- 2 紙類の分類がよく分からない
- 3 プラスチックの分類がよく分からない
- 4 空き缶、空き瓶、ペットボトルの分別がよく分からない
- 5 小型家電の分類がよく分からない
- 6 粗大ごみで出すものの分類がよく分からない



#### 問4 ごみや減量やリサイクル活動はしていますか？

あなたが日頃から行っているごみ減量やリサイクルの取組についておうかがいします。1から14の取組に対して、夏休み中にやりましたか、お答えください。おうちの方と相談してもらってもいいですよ。



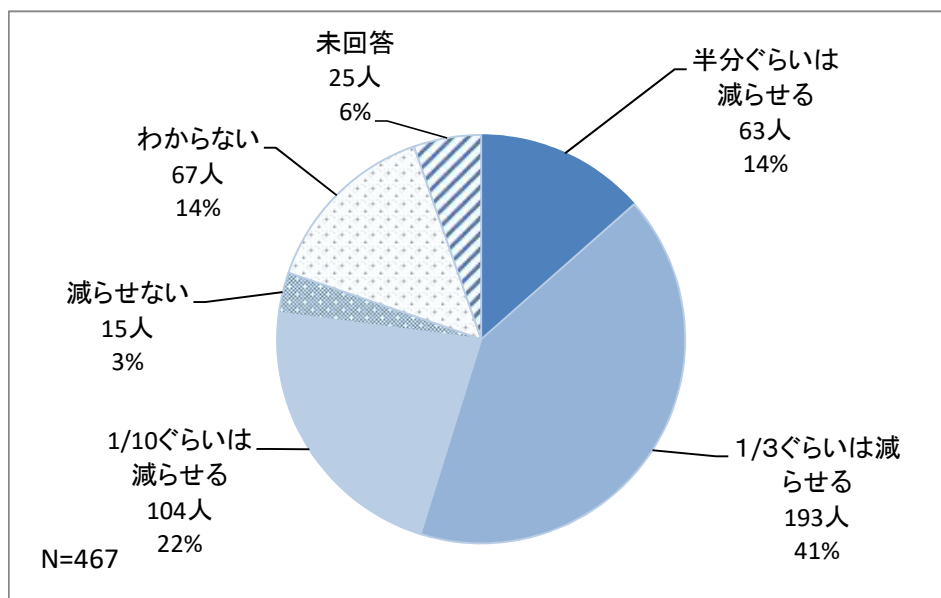
5R	ごみ減量・リサイクルの取組
リフューズ	1. むだなものは買わない、もらわない。
	2. 買物をするとき、ごみとなる量が少ない製品、食品を買う。
リデュース	3. もの大切に長く使う。
	4. 買った食品はむだなく料理する。
	5. 食べ残しをしない。
	6. マイボトル、マイカップを使用する。
リユース	7. 不用となったおもちゃ、衣類、家具、電気製品などは、必要とする人にゆずる。
	8. 何度も利用できるガラスびん容器が使われている製品をえらび、中身がなくなったらお店にかえす。
	9. フリーマーケットやリサイクルショップを利用してみる。
リペア	10. 故障した場合は、修理して長く使う。
	11. サイズが合わなくなった服は修理して長く使う。
リサイクル	12. 古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器などは市の決めたルールを守って分別してごみ出しする。
	13. 古紙、使い終わった衣類などは資源物回収日に分別して出す。
	14. 使い終わった家電4品目(※)、パソコンなどは、お店や製品をつくった会社に引き取ってもらう。

※家電4品目は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機です。

**問5 ごみの量をどれくらいまで減らせると思いますか？**

あなたが今までより積極的にごみの減量化に取り組んだときどれくらい減らすことができると思いますか。該当する番号に○を一つだけつけてください。

	半分ぐらいは減らせる	1/3ぐらいは減らせる	1/10ぐらいは減らせる	減らせない	わからない
燃やすごみ	1	2	3	4	5

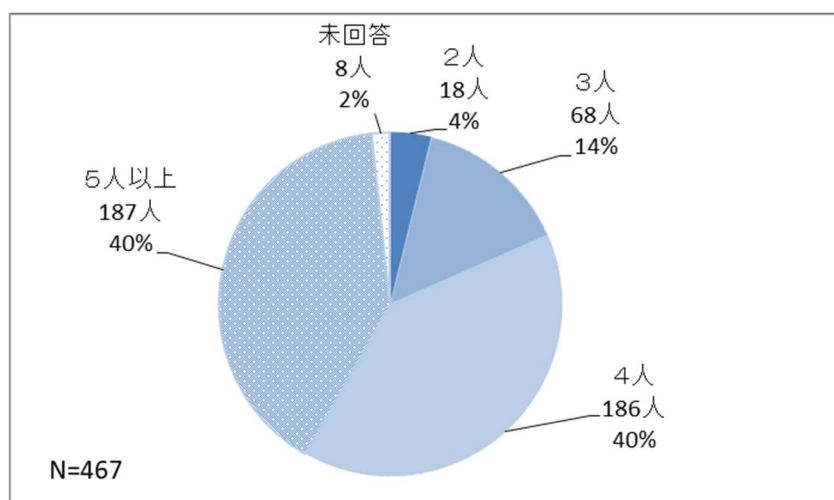


半分ぐらいは減らせる	63人
1/3ぐらいは減らせる	193人
1/10ぐらいは減らせる	104人
減らせない	15人
わからない	67人
未回答	25人
	467

**問6 一緒に暮らしている人の数は何人ですか？**

一緒に暮らしている人の人数は何人ですか。どれかひとつ選んでください。

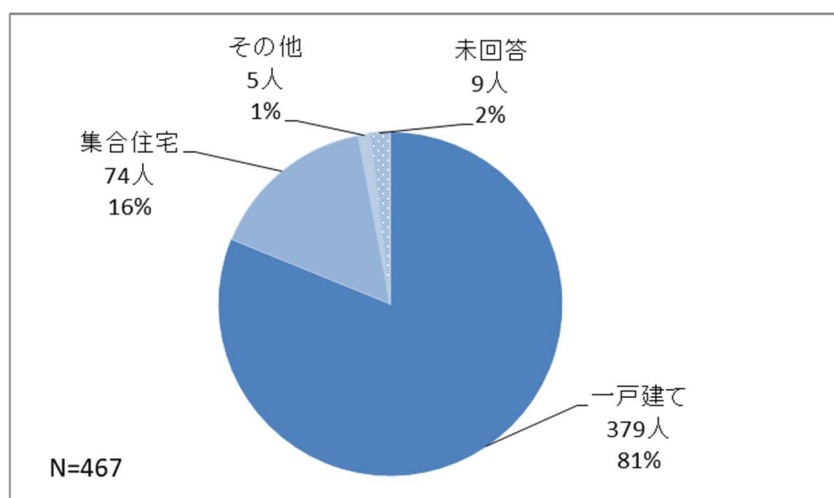
1. 2人
2. 3人
3. 4人
4. 5人以上



**問7 おうちの種類をおしえてください。**

今のおうちはつぎのうち、どれですか。

1. 一戸建て
2. 集合住宅（アパート、マンションなど）
3. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ ）



## ごみに関する小学生アンケート

笛吹市役所市民環境部環境推進課

「ごみの問題」は、身近な生活環境の改善ばかりでなく、地球温暖化などの地球全体の環境問題と結びついています。笛吹市では、ごみの減量に向けていろいろなことを行っています。このアンケートは皆さんの家庭でのごみ減量への取組状況をお聞きして、今後の市役所での仕事に役立てていきます。家族の方と相談しながら日頃の状況を回答してください。回答は、夏休み明けに提出してください。

質問の前に、ごみについて少し復習しておきましょう。

ごみを減らし、活かすために、笛吹市では5つの行動（5R）を進めています。

5 R	意味
リフューズ (Refuse)	<b>いらぬものは断ろう</b> ・買い物バッグなどを持参してレジ袋やごみになる余分な包装を断る
リデュース (Reduce)	<b>ごみをできるだけ減らそう</b> ・壊れにくい、長く使える製品を買う ・食べ残しをしない
リユース (Reuse)	<b>できるだけ繰り返し使おう</b> ・繰り返し使う。 ・ほしい人に譲ったり、フリーマーケットに出したりする
リペアー (Repair)	<b>修理システムのある商品を選ぶ</b> ・修理して長期間使用できる商品を選ぶ
リサイクル (Recycle)。	<b>資源として再利用しよう</b> ・ごみを分別して再生できるもの資源物として出す ・リサイクルされた製品を買って使う

今、笛吹市ではリサイクルを進めるため、下のようなごみの分け方にしています。



### 【この調査表への記入の仕方】

数字を記入するもの、一つの番号に○をつけるもの、複数の番号に○をつけるものなど様々な回答方法があります。問いをよく読んで答えてください。

#### 問1 1週間に出すごみの量はどれぐらいですか？

あなたのおうちで1週間に出す「燃やすごみ」の量は大体どれぐらいでしょうか。袋の大きさと個数で答えてください。

袋の大きさ	袋の個数	袋の大きさ	袋の個数	袋の大きさ	袋の個数
10L袋	個	20L袋	個	45L袋	個
その他	具体的に書いてください				

#### 問2 ごみの分別ぶんべつはしていますか？

あなたのおうちでは、日頃からごみを分別していますか。

(あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。)

- 1 分別はしっかりやっている
- 2 ある程度分別している
- 3 あまり分別していない
- 4 全く分別していない

#### 問3 分別で困っていることはありませんか？

日頃からごみを分別していくときに困っていることがありますか。

(あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。)

- 1 困っていることはない
- 2 紙類の分類がよく分からない
- 3 プラスチックの分類がよく分からない
- 4 空き缶、空き瓶、ペットボトルの分別がよく分からない
- 5 小型家電の分類がよく分からない
- 6 粗大ごみで出すものの分類がよく分からない

#### 問4 ごみや減量やリサイクル活動はしていますか？

あなたが日頃から行っているごみ減量やリサイクルの取り組みについておうかがいします。1から14の取組に対して、夏休み中にやりましたか、お答えください。おうちの方と相談してもらってもいいですよ。

5R	ごみ減量・リサイクルの取組	夏休み中の取組状況		
		やりました	時々やりました	やりませんでした
リデュース	1. むだなものは買わない、もらわない。	1	2	3
	2. 買物をするとき、ごみとなる量が少ない製品、食品を買う。	1	2	3
リデュース	3. ものは大切に長く使う。	1	2	3
	4. 買った食品はむだなく料理する。	1	2	3
	5. 食べ残しをしない。	1	2	3
	6. マイボトル、マイカップを使用する。	1	2	3
リユース	7. 不用となったおもちゃ、衣類、家具、電気製品などは、必要とする人にゆずる。	1	2	3
	8. 何度も利用できるガラスびん容器が使われている製品をえらび、中身がなくなったらお店にかえす。	1	2	3
	9. フリーマーケットやリサイクルショップを利用してみる。	1	2	3
リペア	10. 故障した場合は、修理して長く使う。	1	2	3
	11. サイズが合わなくなった服は修理して長く使う。	1	2	3
リサイクル	12. 古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器などは市の決めたルールを守って分別してごみ出しする。	1	2	3
	13. 古紙、使い終わった衣類などは資源物回収日に分別して出す。	1	2	3
	14. 使い終わった家電4品目(※)、パソコンなどは、お店や製品をつくった会社に引き取ってもらおう。	1	2	3

※家電 4 品目は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機です。



# 笛吹市一般廃棄物処理基本計画

令和2年度～令和11年度

笛吹市 市民生活部 環境推進課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 809-1

TEL : 055-261-2044(直通) FAX : 055-262-7646

令和2年3月策定

令和8年3月改定